

◆野生鳥獣の捕獲・飼養について

野生鳥獣は無許可で捕獲したり、飼養したりすることは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律で禁止されています。ただし、愛玩を目的として、町長の許可を受けた場合は捕獲することができます。捕獲したら、飼養の登録が必要となります。

- ・捕獲の対象鳥類  
メジロ、ホオジロの2種類
- ・捕獲許可対象者  
同一世帯でメジロ、ホオジロを飼養しておらず、かつ5年以内に捕獲許可を受けたことのない方。
- ・捕獲数量  
1世帯につき1羽
- ・捕獲許可期間  
7月15日から2月末日までの1ヶ月以内（3月1日から7月14日を除く）
- ・飼養登録期間  
飼養登録後1年間  
（1年ごとに更新が必要）

○問い合わせ先

役場本庁耕地林業課林務係  
☎1111内線2431  
内線2432

◆内閣総理大臣名の書状を贈呈します

先の大戦において、外地など（事変地の区域又は戦地の区域）に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方（慰労給付金受給者は除く）に対して、その御苦労に報いるため内閣総理大臣の書状を贈呈しております。

請求用紙は、役場本庁（福祉障害係）・各総合支所（福祉介護係）に用意してあります。○請求期限は平成19年3月31日までです。

○問い合わせ先

・総務省大臣官房管理室 業務担当  
・電話03-5253-5182

◆経営安定特別相談室の設置について

○経営安定のための商工会事業について

商工業者の経営危機を回避し倒産を未然に防止するため、鹿児島県商工会連合会は、国の特別事業にかかる「経営安定特別相談室」を設置しております。

この相談室では、弁護士、中小企業診断士、公認会計士、税理士などの専門家が無料で指導や助言を行っています。ご相談の申し込み、相談内容は秘密厳守されます。

経営が不振に陥る気配があるなら、早期に適切な手を打つことが重要なポイントです。ためらわず、できるだけ早めにご相談ください。

○問い合わせ先

・さつま町商工会  
☎0996-53-1141  
・鹿児島県商工会連合会  
☎099-226-3773

◆監査委員の紹介

前任者の退職に伴い、次の方が新たな監査委員に決まりました。（氏名（敬称略）・年齢・地区名）

任期は平成18年6月15日から平成22年6月14日までです。



○ 下大迫 次男（65歳）  
神子区高嶺

子育て支援係からのお知らせ

◆問い合わせ先  
福祉課 子育て支援係 ☎53-1111 内線2133

◆特別児童扶養手当

精神又は身体に障害のある20歳未満の児童を監護する父若しくは母又は父母以外の者が養育するときに支給される手当です。ただし、障害を事由に公的年金を受けられる場合や児童福祉施設に入所している場合は支給対象になりません。

◆ひとり親家庭等医療費助成制度

母子・父子家庭の親及び18歳以下の児童並びに父母のない18歳以下の児童に対し、医療費が助成されます。助成を受けるには「ひとり親家庭等医療費助成受給資格者」の登録を事前に行っておく必要があります。

上記の制度の受給者については、8月が現況届の時期となっております。

該当者の方には、ハガキで通知いたしますので、指定の期限内に申請されるようお願いいたします。